

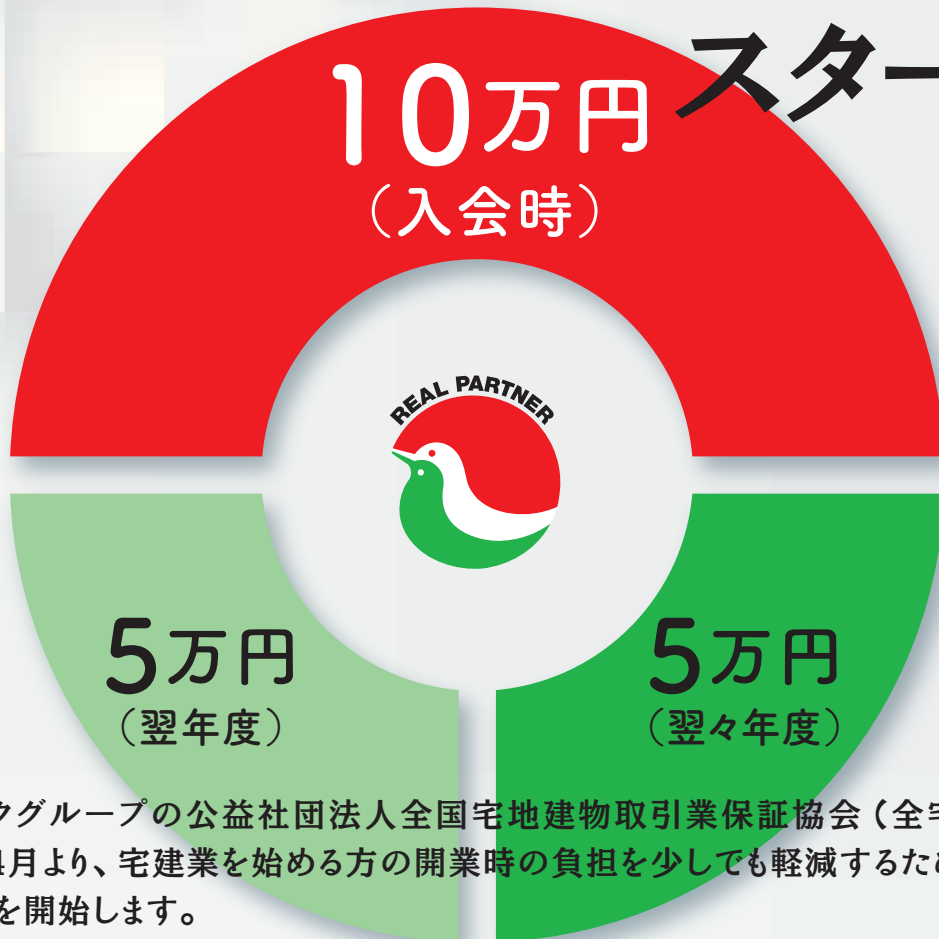


宅建業開業するならハトマーク

開業時の負担を軽減!

全宅保証 入会金分納制度

スタート!



ハトマークグループの公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（全宅保証）は2020年4月より、宅建業を始める方の開業時の負担を少しでも軽減するため、入会金分納制度を開始します。

本会への加盟を検討されている方は、この入会金分納制度を利用することで、入会時は一括納付（20万円）の場合に比べて10万円に費用が軽減されます（※1）。

宅地建物取引業の開業の際、少しでも開業者さまの負担軽減につながればとの思いで「入会金分納制度」を創設いたしました。ぜひご活用ください（下記比較表参照）。

*各都道府県の宅地建物取引業協会（宅建協会）等への入会費用は別途必要です。
宅建協会によって入会手続き方法・費用は異なります。所属される協会にお問い合わせください。



■全宅保証 入会時費用比較

※1 入会金の分納残額（10万円）は、翌年、翌々年度に年会費とあわせて納付していただきます。
※2 入会時の会費は月割（500円×月数）となります。

入会金	20万円	10万円
年会費	6,000円 ※2	同左
分担金	60万円	同左

業界最大のハトマークグループは情報力と各種業務ツールであなたの宅建業ビジネスをサポートします

ハトマークへの入会は、開業される都道府県の宅建協会・地方本部にお問い合わせください
47都道府県協会一覧 ▶ <https://www.zentaku.or.jp/lp/merit4/>

